**●●少年剣道教室規約**

（名称）

第１条　本道場は、**●●**少年剣道教室（以下「本道場」という。）と称し、主な稽古場所を**●●**柔剣道場とする。

（事務局）

第２条　本道場の事務局を道場長の住所におく。

（目的）

第３条　本道場は、剣道をとおして構成員の健康増進と青少年健全育成をはかるとともに、生涯スポーツ向上に資することを目的とする。

（活動内容）

第４条　本道場は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

　（１）年間を通した剣道の稽古

　（２）対外試合、審査の受審

（３）他の団体との交流

　（４）その他本道場の目的達成のために必要な活動

（構成員）

第５条　本道場の構成員は、京丹後市内に在住する次の者から構成するものとする。

（１）道場生　本道場の目的に賛同する小学１年生から中学３年生までの児童

（２）指導員　本道場の目的に賛同する剣道有段者

（役員）

第６条　本道場に次の役員を置く。

　（１）道場長　　　　１名

　（２）指導員主任　　１名

（３）事務局（会計）１名

２　役員の選出は指導員の互選による。

３　役員の任期は１年とし、再任を妨げない。

（会計）

第７条　本道場の会計は、道場生からの会費、補助金、寄付金等をもってあてる。

（２）会計年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（その他）

第８条　本規約に定めのない事項は、役員会でこれを定める。

附　則

この規約は、令和●年●月●日から施行する。